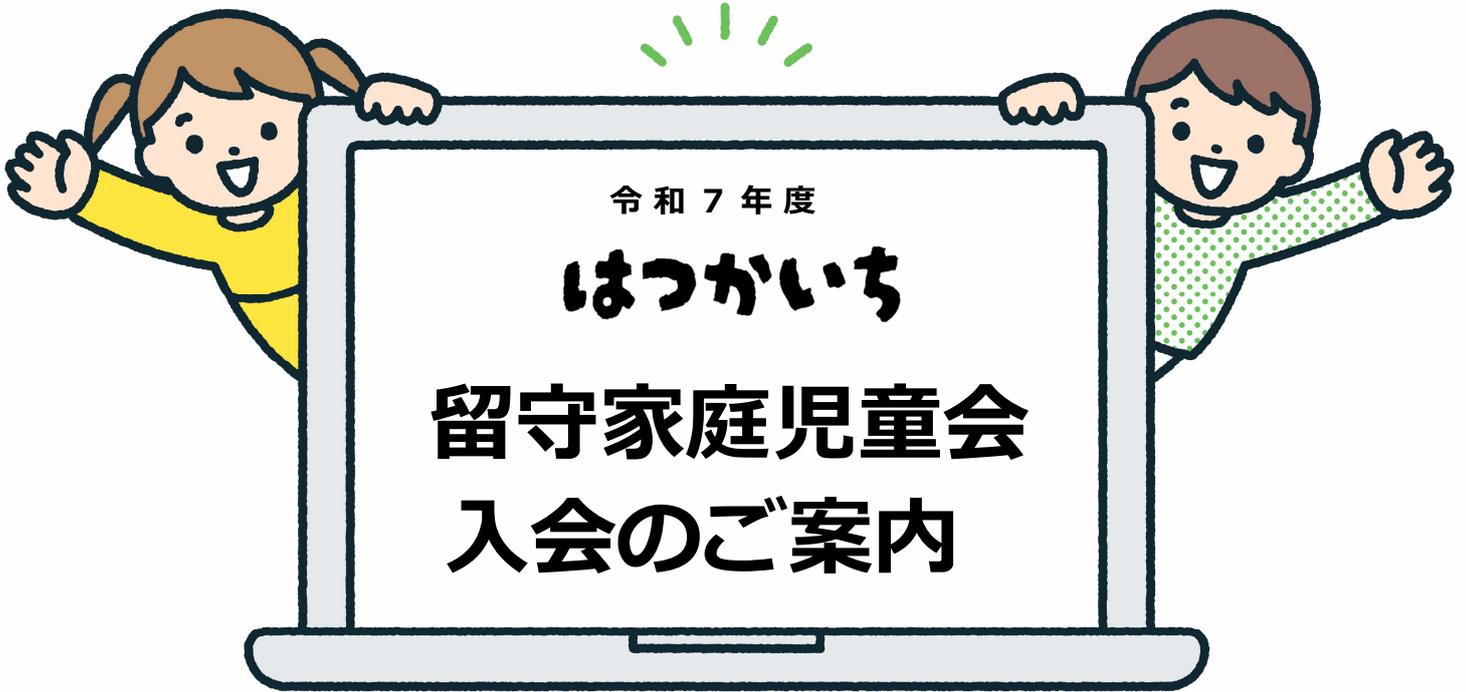


令和7年度  
保存版



令和7年度の入会受付期間

令和6年

令和7年

12月6日(金)～1月31日(金)17時

- ・各児童会およびこども課での受付は日・祝を除きます。
- ・長期休業期間中のみの入会希望も上記期間中の受付となります。
- ・入会希望者が多い児童会では、高学年の待機が発生する可能性があります。

ちょうどいい、みつけた。

廿日市市

はつかいちし

入会手続きにあたっては、この入会案内をよく読んで、留守家庭児童会について理解された上で、お申し込みください。

なお、前年度とは内容が変更になった部分がありますので、継続入会の方も必ずお読みください。

## もくじ

- 1 ページ 留守家庭児童会の概要
- 2 ページ 入会基準/入会申込の手続き
- 5 ページ 年度途中の入会・変更・退会など
- 7 ページ 利用料とおやつ代
- 8 ページ 連絡事項・注意事項
- 13、14 ページ よくある質問と回答
- 15 ページ 電話番号簿（児童会・小学校）
- 16 ページ 民間児童会（放課後児童クラブ）のご案内

## 留守家庭児童会の概要

### 目的

留守家庭児童会（以下「児童会」といいます。）は、放課後、保護者が就労などによって家庭で保育できない場合に、児童を保育し児童の健全な育成を図ることを目的としています。

### 対象児童

廿日市市内の小学校に就学している児童で、放課後、家庭で保育を受けることができない児童

\*詳しくは 2 ページの入会基準をご覧ください。

### 開会日

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までで、次の休会日を除く日

\*新 1 年生も 4 月 1 日から利用できます。

### 休会日

日曜日、祝休日／8 月 14 日～16 日／年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

### 開会時間

平日 放課後から 18 時まで（延長利用：18 時 30 分まで）

土曜日など 8 時 30 分から 18 時まで（延長利用：18 時 30 分まで）

### 利用時間

平日 放課後から就労証明書に記載の終業時刻のおおむね 1 時間後まで

土曜日など 就労証明書に記載の始業時刻のおおむね 1 時間前から

就労証明書に記載の終業時刻のおおむね 1 時間後まで

### 利用料

月額 3,000 円（延長利用：月額 3,600 円）

その月に 1 日でも在籍している場合、利用状況にかかわらず、全額お支払いいただきます。

\*利用料は原則口座振替での納付になり、利用料とは別におやつ代が必要です。  
なお利用料には減免制度があります。詳しくは 4、7、18 ページをご覧ください。

### メール配信

入会された児童の保護者の方には、児童会の臨時休会、利用上の注意事項などをお知らせする「はつかいちし安心・安全メール配信サービス（児童会）」に登録をお願いしています。登録方法は、令和 7 年 3 月中旬頃お知らせします。



## 入会基準

次の①～⑥のすべてに該当すること。

- ① 廿日市市内の小学校に就学している児童であること。
- ② 保護者と同居のご家族（18歳以上65歳未満）の全員が、就労、疾病・負傷、出産、通学などにより、放課後に家庭で保育ができないこと。
- ③ 令和6年度以前の利用料、おやつ代に未納がないこと。
- ④ 入会後に入会基準を満たさなくなった場合、速やかに申し出ていただけること。
- ⑤ 入会申込書などの提出書類に虚偽の記載があった場合や利用料などの納付がない場合などに退会を勧告されることに同意していただけること。
- ⑥ **児童会利用上のルールを守って**、利用していただけること。  
ただし、次のa～cにより、入会を承認できない場合があります。
  - a.入会希望者が児童会の定員を超える場合
  - b.児童会で対応できる範囲を超えた配慮を要する児童である場合
  - c.その他、市が児童会事業の運営上支障があると判断した場合

## 年度はじめの入会申込手続

### 申込

LINE 申請と紙申請（こども課窓口では iPad でのスマート申請）の2つの方法があります。

ただし、集団生活にあたり健康面・生活面で配慮が必要な場合は、LINE 申請ではなく入会予定児童会に必要書類を直接提出してください。

- ①右の二次元コードから市公式 LINE で申請（入会申込書以外の提出書類をスマートフォン等のカメラを使って撮影し、申込時にその画像を添付いただきます。）
- ②紙申請（受付期間内に下記の提出先に提出してください。）

### 受付期間

**令和6年12月6日（金）～令和7年1月31日（金）17時**

※郵送の場合、消印有効



\*受付期間後に申し込まれた場合、5月以降の入会決定となる場合があります。  
受付期間後に転入された方などは、こども課児童係（電話 0829-30-9130）までご相談ください。

### 提出先

持参の場合：入会予定の児童会

郵送の場合：〒738-8512 廿日市市新宮一丁目13番1号  
廿日市市こども課児童係 あて

**提出書類**

- ① 入会申込書 (入会を希望する児童1人につき1枚必要)
- ② 保護者と同居のご家族 (18歳以上65歳未満) 全員が、放課後に児童を保育できないことを証明する書類 (兄弟姉妹の入会時は1セットで可)

\*年齢の基準日は、令和7年4月1日時点です。

主な事由	提出書類	備考
雇用されている方 (勤務予定を含む) 自営業・農業の方	就労証明書 (証明日が3カ月以内のもの)	・市内保育園の入園申込時に提出した就労証明書の写しでも可 ・修正テープ等が使用されているものは不可
求職活動中の方	① 申立書 ② ハローワーク受付票の写し (初月のみ)	・求職開始月から起算して、最長3か月まで入会可能(申立書の提出は毎月必要) ・ <u>求職活動(面接等)時のみ利用可能</u>
出産前後の方	① 申立書 ② 母子手帳の写し(氏名、出産予定日が分かるページ)	産前6週・産後8週入会可能
疾病・障がいのある方 介護・看護をしている方	① 申立書 ② 障がい者手帳または診断書の写し	
大学生、専門学校生など	① 申立書 ② 学生証の写し、在学証明書など	保護者の場合は、時間割等を提出

\*児童を保育できないことを証明する書類を受付期間内に提出できない場合は、「申立書」に児童を保育できない理由と不足書類の提出時期を記入して提出してください。

**入会申込書記入のしかた**



- ・現在入会中の児童であっても、年度ごとに入会申込が必要です。
- ・「入会申込書」は児童1人につき1枚必要です。1枚に2名以上を記入しないでください。
- ・入会児童の学年は、令和7年4月時点の新学年を記入してください。
- ・「健康面で気になること」～「その他集団生活をする上で気になること」は児童を保育する上で大切な情報です。小学校に伝達済みの事項や継続入会の場合でも必ずご記入ください。また記入された場合は、LINE申請ではなく必ず入会予定児童会に直接お申し込みください。
- ・「同居の家族状況」には、入会児童を除く同居者全員の情報を記入してください。年齢は、令和7年4月1日時点の年齢で記入してください。なお、単身赴任の方がいる場合はお申出下さい(住民票が廿日市市にあるかどうかによって必要書類が変わります)。
- ・提出書類への記入は、はっきりとした字で記入してください(鉛筆やインクの消せるボールペン、修正液や修正テープは使用しないでください)。間違えた場合は二重線で訂正し、訂正印は不要です。

## 利用料の納付方法

### (1) 口座振替

児童会の利用料は、原則として口座振替で納付してください。

入会申込提出後、18 ページを参照の上お手続きください。

\* 継続入会の方で、引き続き同じ口座からの振替をご希望の場合は、手続不要です。

### (2) 口座振替依頼書の提出先

口座振替依頼書は、廿日市市内の金融機関の窓口へ直接提出してください。

\* 口座振替の手続が完了するまでの間は、納付書を送付します。納付書に記載されている期限までに、金融機関の窓口またはコンビニエンスストアで納付してください。

## 入会決定の時期、決定通知書の読み方

### (1) 入会決定の時期 (4 月入会の場合)

- 令和 7 年 3 月中旬 (予定)

### (2) 決定通知書の読み方 (6 ページ参照)

- 利用が承認された月には、○印がついています。その下段にある金額が 3,000 円の場合は通常利用、3,600 円の場合は延長利用です。

利用料	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
利用料(円)	○											

## 入会後に手続が必要な場合

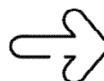
### (1) 家族状況が変わった場合

- 保護者変更、市内転居などの場合には、「利用変更申請書」を提出してください。

### (2) 就労状況が変わった場合

- 勤務先の変更、勤務条件の変更などにより、入会申込時に提出した「就労証明書」から就労状況が変わった場合には、「就労証明書」を再提出してください。
- 就労証明書の雇用契約期間が「有」(有期雇用契約)の方で、雇用期間が更新となった場合にも「就労証明書」の再提出が必要です。

\* 就労状況の変更などにより、入会基準を満たさなくなった場合には、利用を継続することはできません。速やかに退会届を提出してください。



## 年度途中の入会・変更・退会など

### 利用月の変更、退会、提出書類

#### (1) 申請区分・申請期限・提出書類

- ・申請区分ごと定められた申請期限までに、必要な書類を提出してください。(LINE 申請可)

申請区分	申請期限	提出書類
入会	入会希望月の前月の15日まで (15日が休会日の場合、15日より後の開会日)	入会申込書、 就労証明書など
利用月を追加	利用追加希望月の前月の15日まで	利用変更申請書
延長利用を開始	延長利用希望月の前月の15日まで <u>*お迎えが一回でも18時を過ぎた 場合、申請期限後であってもその月の 延長利用を申請していただきます</u>	利用変更申請書
利用月を取消	取消希望月の前月末日まで	利用変更申請書
延長利用を終了	終了希望月の前月末日まで	利用変更申請書
退会	退会日の翌日から起算して5日以内 (例：8月31日退会の場合は9月5日まで)	退会届

#### (2) 提出先

- ・入会している児童会

#### (3) 変更の承認など

- ・利用月の変更などの承認内容は、「決定(更正)通知書」がお手元に届き次第、変更の内容が正しいかどうか必ず確認してください。
- ・退会の場合、こども課や児童会からの承認通知などは発行されません。

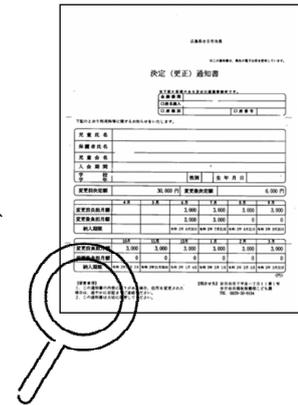
### 利用の承認などの取消しについて

- ・以下に該当すると市が判断した場合には、利用の承認を取り消すことがあります。

- ① 就労実態などの家庭状況から、放課後に家庭で保育ができると判断した場合
- ② 利用料やおやつ代の納付がなく、督促などにも応じていただけない場合
- ③ 入会申込書などの提出書類に虚偽や不正があった場合
- ④ 児童会利用上のルールを守って、利用していただけない場合(例：開会時刻前に来会、閉会時刻以降にお迎え、就労日や求職活動ではない日時に利用、支援員の指示に従わない等)
- ⑤ その他、市が児童会事業の運営上支障があると判断した場合

決定（更正）通知書の読み方

- ・利用変更申請書の内容を審査した結果を、決定（更正）通知書でお知らせします。
- ・決定（更正）通知書の読み方は、以下をご覧ください。



【例】

5月  
利用登録なし → 通常利用 に変更

6月～9月  
通常利用 → 延長利用 に変更

決定（更正）通知書の一部

変更前決定額	30,000 円		変更後決定額	17,400 円		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月
変更前負担月額		0	3,000	3,000	3,000	3,000
変更後負担月額		3,000	3,600	3,600	3,600	3,600
納入期限	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
変更前負担月額	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
変更後負担月額	0	0	0	0	0	0
納入期限	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

10月～3月  
通常利用 → 利用登録なし に変更

## 利用料とおやつ代

利用料とおやつ代の金額は次のとおりです。利用料は、その月に1日でも在籍している場合、利用状況にかかわらず、1か月分をお支払いいただきます。

\*結果的に利用がなかった月も、利用登録に対し利用料がかかりますのでご注意ください。



### 利用料・おやつ代（児童1人につき・月額）

	通常利用	延長利用	おやつ代
児童1人目	3,000円	3,600円	1食50円程度 *金額は児童会により 異なります
児童2人目以降	1,500円	2,100円	

### おやつ代の支払い

実費相当額を、毎月児童会からお知らせする期日までにお支払いください。



### 減免制度について

生活保護世帯、市民税非課税となる見込みの世帯などに該当する場合、利用料の減免申請が可能です。

該当すると思われる方は、入会決定通知書が届いた後、減免申請書に必要な書類を添えて、こども課に提出してください。

なお、減免申請は毎年度手続が必要です。

## 連絡事項・注意事項

### 連絡ノート

- ・ご家庭と児童会との連絡に使用する大切なものです。児童会職員が、児童会での様子、気付き、連絡事項などがある場合に記入します。毎日、目を通して確認した上で、必ず児童に持たせてください。
- ・児童の体調が良くない場合、下会(帰宅)方法が通常と異なる場合など、連絡事項がある場合は必ずご記入ください。

### 欠席

- ・欠席することが事前に分かっている場合は、前日までに連絡ノートでお知らせください。
- ・児童の口頭による連絡では正確に確認できない場合があります。その場合は安全確保のために、保護者の方に確認の電話をすることがあります。

**・学校を欠席または早退した場合には、児童会にもご連絡ください。**

### 宿題

- ・宿題は、来会後に自主的に取組むように声かけをし、習慣づけの指導をします。学習指導は行いませんので、宿題の確認は、必ずご家庭でお願いします。

\* 来会時刻が遅くなった場合や行事に参加する場合などには、宿題をする時間の確保ができないことがあります。



### 利用時間のルール

- ・児童会は、保護者や同居のご家族全員が、就労などで放課後に不在の間に、利用いただけます。
- ・就労証明書に記載された終業時刻からおおむね1時間までが利用可能時間です。(例 父:17時、母:15時まで就労→16時まで利用可能)
- \* 通勤に1時間以上かかる方、夜勤などで放課後の時間が睡眠時間となる場合などは、この限りではありません。
- ・保護者の希望により、歩いて下会させることもできます。その場合は、必ず連絡ノートに記入してください。
- ・塾や習い事などで下会した後の再登会は、原則としてお断りしています。

### 服薬

- ・投薬は医療行為にあたるため、児童会職員が行うことはできません。
- ・服薬は、児童が自分で行うことになります。安全管理のため、薬の用途や服薬時刻などについて、連絡ノートに必ず記入してください。



### 学級閉鎖等

- ・学級閉鎖(学年閉鎖などを含む)となったクラスの児童は、感染の有無に関わらず児童会を利用できません。
- ・学級閉鎖は、疾病の感染拡大を防止するための措置ですので、ご理解くださいますようお願いいたします。

### 下会方法

- ・児童会からの下会（帰宅）は、原則として保護者の方のお迎えが必要です。
- ・保護者の方が、児童のみでの下会が可能だと判断された場合で、児童のみでの下会を希望される場合は、連絡ノートにその旨を記入してください。
- \* 児童のみで下会の場合、児童の安全のため、同じ時刻（原則毎時 30 分毎）の希望児童をまとめて児童会から送り出します。

### 最終下会時刻（児童のみの下会）

<b>4月～8月</b>	<b>9月</b>	<b>10/1-15</b>	<b>10/16-1/31</b>	<b>2月</b>	<b>3月</b>
18時	17時30分	17時	16時30分	17時	17時30分

**開会時間** 児童会の開会時間は次のとおりです。

	通常利用	延長利用
平日	放課後～18時まで	放課後～18時30分まで
土曜日・学校代休日、長期休業中	8時30分～18時まで	8時30分～18時30分まで

- \* 開会時間内の利用を厳守してください。
- \* 学校行事などで下校時刻に変更があった場合、開会時刻を変更することがあります。
- \* 長期休業中（春休み、夏休み、冬休み）のみ、やむを得ない事情がある場合に限り、午前8時から受け入れる場合がありますので、必ず児童会にお問い合わせください。

### 利用時間

平日 放課後から就労証明書に記載の終業時刻のおおむね1時間後

土曜日など 就労証明書に記載の始業時刻のおおむね1時間前から

就労証明書に記載の終業時刻のおおむね1時間後まで

（例 父:8時～17時、母:10時～15時まで就労 → 9時～16時までは利用可能）

\* 利用可能時間にかかわらず、勤務が早く終わった場合などは、できるだけ早めにお迎えにきていただき、ご家庭でお過ごしください。



長期休業期間は  
こちら

夏休み  
7/21～8/31

冬休み  
12/24～翌年 1/6

春休み  
3/26～4/7

\* 暦により前後することがあります。

**大雨警報等または警戒レベル3（高齢者等避難）発令時の対応**

・大雨警報、洪水警報、暴風警報または警戒レベル3（高齢者等避難）のいずれかが発令された場合、児童会は下表のと通りの対応となります。



**【小学校登校日の場合】**



小学校の対応	児童会の対応
<p style="text-align: center;"><b>臨時休校</b></p> <p>* 自宅待機後の臨時休校を含みます。</p>	<p style="text-align: center;"><b>臨時休会</b></p>
<p style="text-align: center;"><b>登校</b></p> <p>* 自宅待機後の登校、登校後の授業打ち切りなどの場合を含みます。</p>	<p style="text-align: center;"><b>開会</b></p> <p style="text-align: center;">（下会時のお迎えが必要です。）</p> <p>* <u>児童のみでの下会予定の児童の保護者の方は、児童会にお迎え見込みの時刻を連絡してください。</u></p> <p>* 児童会から保護者の方に電話で連絡する場合があります。</p>

**【小学校休業日の場合】（土曜日・長期休業期間・長期休業期間の学校登校日）**

警報発令の時刻	児童会の対応
<p>開会前・開会中・警報発令後に解除のいずれの場合でも</p>	<p style="text-align: center;"><b>開会</b></p> <p style="text-align: center;">（来会・下会時の送迎が必要です。）</p> <p>* <u>児童会職員に児童を直接引き渡してください。</u></p>

特別警報または警戒レベル5 発令時の対応

・特別警報または警戒レベル5（緊急安全確保）のいずれかが発令された場合、児童会は下表のとおりに対応となります。

\*施設の立地条件などにより、警戒レベル4（避難指示）で以下の対応を取る場合があります。

【小学校登校日の場合】



小学校の対応 (特別警報発令の時刻)	児童会の対応
<p style="text-align: center;">臨時休校</p> <p>* 自宅待機後の臨時休校を含みます。</p>	<p style="text-align: center;">臨時休会</p>
<p style="text-align: center;">登校</p> <p>* 自宅待機後の登校、登校後の授業打ち切りなどの場合を含みます。</p>	<p>13時までに特別警報または警戒レベル5 発令の場合</p> <p style="text-align: center;">臨時休会</p>
	<p>13時までに特別警報または警戒レベル5 解除の場合</p> <p style="text-align: center;">開会</p> <p>* ただし、13時以降に発令の場合 保護者引き渡し <u>(速やかにお迎えが必要です。)</u></p> <p>* 児童会から保護者の方に電話などで連絡をする場合があります。</p> <p>* 状況によって、<u>児童会から避難場所に避難している場合があります。</u></p>

【小学校休業日の場合】（土曜日・長期休業期間・長期休業期間の学校登校日）

特別警報発令の時刻	児童会の対応
午前 6 時まで	臨時休会
午前 6 時以降	<p>開会</p> <p>開会中発令の場合 保護者引き渡し <u>（速やかにお迎えが必要です。）</u></p> <p>* 児童会から保護者の方に電話などで連絡をする場合があります。 * 状況によって、<u>児童会から避難場所に避難している場合があります。</u></p>

震度 5 弱以上の地震発生時の対応

- ・ 震度 5 弱以上の地震が発生した場合、児童会は下表のと通りの対応となります。

地震の発生時刻	児童会の対応
前日～開会前に 震度 5 弱以上の地震が発生	臨時休会
開会中に 震度 5 弱以上の地震が発生	<p>保護者引き渡し <u>（速やかにお迎えが必要です。）</u></p> <p>* 児童会から保護者の方に電話などで連絡をする場合があります。 * 状況によって、<u>児童会から避難場所に避難している場合があります。</u></p>

## 保護者の方に直接連絡する場合について

以下の場合には、児童の安全確保のため、保護者の方に直接連絡することがあります。

- ① 警報発令や地震発生等の緊急時にお迎えをお願いする場合
- ② 児童がケガをしたり、体調が悪くなったりした場合
- ③ 欠席の連絡がないのに、児童が来会しない場合
- ④ 児童の下会時刻やお迎えの有無について確認が必要になった場合
- ⑤ その他、児童の安全確保のため、至急連絡が必要となった場合



## よくある質問と回答 ①

**Q** 申し込んだら誰でも入会できますか？

→ 期限内に提出された書類の内容を審査した上で、入会希望月前月中旬～下旬に「入会承認通知書」を郵送で通知します。

年度はじめの一斉入会の場合は3月中旬に郵送で通知します。

◀ 5ページ参照

**Q** 産休中や育休中に利用できますか？

→ 出産前後の入会は、産前6週、産後8週の期間で利用できます。

育休中は自宅で保育が可能とみなされるので利用できません。

◀ 3ページ参照

Q 仕事が休みの日も  
利用できますか？

→ 保護者の方や同居のご家族が、  
どなたかおひとりでもお仕事が  
お休みの日は利用できません。

児童会は、保護者の方が就労などにより  
家庭で保育できない場合に児童を保育  
することを目的とした事業です。

お仕事がお休みの日には、お子さまと  
ご家庭でお過ごしください。

◀ 8ページ参照

Q 求職活動中に  
利用できますか？

→ 求職活動中である旨の申立書  
(1か月ごとに必要) とハローワーク  
受付票の写し(初月のみ必要)を  
提出することで、**最長3か月**までの  
利用が可能です。

ただし、利用は求職活動(面接等)  
をしているときに限られます。

◀ 3ページ参照

Q 利用料納付が難しい…

→ まずは、**こども課児童係**(電話:0829-30-  
9130) **にご相談ください。**

児童手当から徴収など、対応可能なお支払い  
方法をご案内します。

◀ 7ページ参照

Q 小学校卒業まで  
利用できますか？

→ 小学6年生まで受入可能です。

ただ、放課後に友達と約束して遊んだり、留守番  
をする経験を重ねておくと、**中学生活に  
スムーズに移行**できます。

お子様の成長や自立についてご心配なことがあ  
ればお気軽に児童会支援員に相談下さい。

▶ 17ページ参照



電話番号簿（児童会・小学校）

	児 童 会	小 学 校
廿日市	32-3622 (第1) 32-2254 (第2)	32-2251
平 良	38-0325	38-0251
原	39-3888	38-1415
宮 内	39-0535 (38-6288)	39-2231
地 御 前	36-2566 (36-5951)	36-1021
佐 方	32-5830 (32-4127)	32-4125
阿品台東	39-1518	39-5358
阿品台西	39-1486	39-7095
金 剛 寺	31-1116	31-1124
宮 園	38-2388	38-1776
四季が丘	38-5319	38-5043
友 和	74-3386	74-0019
津 田	72-1911	72-0329
大野東	54-2959 (会) 54-2958 (館)	55-2014
大野西	55-1588 (会) (55-1591) 54-2957 (館)	55-2013
宮 島	44-2014	44-2012
吉 和	77-2373	77-2010

## 民間児童会（放課後児童クラブ）のご案内

廿日市市内には、民間団体がそれぞれの特色を活かして運営している児童会があり、基本的な運営内容や利用料金は、市が運営する児童会と共通です。

市が運営する児童会のうち入会希望者が多い児童会では、高学年の待機が発生する可能性がありますので、利用希望条件に合致する場合には、ぜひ民間児童会をご利用ください。

\*市が運営する児童会と民間児童会の両方に入会することは出来ません。定員超過により民間児童会に入会できなかった場合で、市が運営する児童会に速やかに入会申込書を提出していただいた場合に限り、受付期間経過後でも入会申込を受け付けます。

### にこにこアフタースクールくしど（特定非営利活動法人キッズNPO） 定員 40名

- ・対象小学校 金剛寺（徒歩来会）、平良・宮内・地御前・佐方（送迎あり）
- ・住所 廿日市市串戸 2-3-15
- ・開所日時 平日 放課後～19時30分  
土曜日など 7時30分～19時30分

毎月様々なイベントを企画しています！  
(キャンプやパン作りなど)

#### ・特色

延長利用で最大 19 時 30 分までの預かり対応しています  
長期休業期間中は、川遊びなどの自然体験活動を推進します  
異学校・異学年が集まり交流の場としても魅力的です



#### ・問合せ先

電話 0829-30-7751 FAX 0829-30-7752

Mail [hiroshige@kidsnpo.jp](mailto:hiroshige@kidsnpo.jp) URL <https://www.kidsnpo.jp/6>



### つきのひかりキッズクラブ（社会福祉法人宙） 定員 40名

- ・対象小学校 大野東（徒歩来会）、大野西・阿品台西（送迎あり）
- ・住所 廿日市市大野 647-1
- ・開所日時 平日 放課後～19時  
土曜日など 8時～19時



つきのひかり国際保育園、フルムーンインターナショナルこども園をおのを運営する「社会福祉法人宙」の児童会です。大野東小学校から歩いてすぐ！

ハロウィンやクリスマスなどの季節の行事や、  
長期休みには自然散策やピザ焼き体験など多種多様な活動を行っています  
施設 2 階にはこども英会話教室が併設されており、キッズクラブ利用中に  
レッスンを受講することも可能です(別途料金)

#### ・問合せ先

電話 080-7270-8585

Mail [tsukinohikarikidsclub@gmail.com](mailto:tsukinohikarikidsclub@gmail.com) URL <https://kidsclub.tsukinohikari.international/>



@TSUKINOHIKARI\_KIDS\_CLUB

**にこにこアフタースクールまるくる大野** (特定非営利活動法人キッズNPO) **定員 40名**

- ・対象小学校 大野東、大野西、阿品台西 (送迎あり)
- ・住所 廿日市市大野 1328 まるくる大野 2階
- ・開所日時 平日 放課後～19時30分  
土曜日など 7時30分～19時30分

**12/14(土)に説明会を開催します。**  
詳細は、noteをご確認下さい。

・特色

延長利用で最大 19 時 30 分までの預かり対応しています  
大雨警報で休校の時、朝から開所しサポートします  
夏休みには、自然体験や昼食づくりなどを予定しています

にこにこ  
アフター  
スクール  
まるくるおおの



・問合せ先

電話 0829-20-4881

Mail nikoaf-maru@kidsnpo.jp

《ホームページ》



《note》



**さつき児童会** (コネクタ株式会社) **定員 40名**

- ・対象小学校 廿日市市内全域 (送迎は無し)
- ・住所 廿日市市平良山手 11-47
- ・開所日時 平日 放課後～19時  
土曜日など 8時～19時

**佐方小学校、JR廿日市駅から歩いてすぐ!**

・特色

延長利用で最大 19 時までの預かり対応しています  
長期休みには昼食作りやお菓子作りなどを予定してします  
施設隣には学習用教室が併設され、児童会利用中に学習指導が受けられます (別途料金)

・問合せ先

電話 0829-30-7745

Mail info@satsuki-jidoukai.net URL <https://satsuki-jidoukai.net>

○● ご案内 ●○  
児童会以外の  
放課後の過ごし方

★18歳未満のみんなの居場所は..

⇒児童館 (平良・大野東・大野西・友和・津田)

★単発の一時保育や児童会送迎などは..

⇒ファミリーサポートセンター (電話 0829-20-0294)

★児童の個性に合わせた放課後の過ごし方は..

⇒放課後デイサービス (利用には条件があります。詳しくは、

廿日市障がい福祉相談センターきらりあ《電話 0829-20-0224》まで)

児童会の利用料は、原則口座振替での納付になります  
入会申請後、口座振替の手続きをよろしくお願ひします

## 口座振替の方法は2つ



### 1. 廿日市市内の金融機関にて直接手続きをする

(必要書類は金融機関にあります。印鑑と口座がわかるものを金融機関にお持ち下さい)

### 2. WEB で口座振替の手続きをする

たくさんの方にご利用頂いている  
お勧めの方法です!!

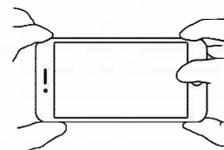


市税などの口座振替による納付の申し込みを、パソコンやスマートフォンなどを利用して、インターネットからお手続できるサービスです。  
金融機関や市役所の窓口に出向く必要がなく、口座振替依頼書の記入や届出印の押印が不要です。

## WEB 口座振替手続き方法

次の条件にすべて当てはまる場合、本サービスをご利用頂けます

- ・個人の普通預金口座のキャッシュカードをお持ちの方
- ・電子メールアドレスをお持ちの方



ステップ1 QRコードを読み込んでください

ステップ2 下部申込受付サイト「留守家庭児童会利用料」をクリック!

ステップ3 入力画面に従い、手続き完了!

※QRコードが読み込めない場合は、

廿日市市 WEB 口座振替受付サービス



# 廿日市市 公式LINEが もっと便利に



## あなたに必要な 情報をお届けします

配信を希望する情報の分野などを「受信設定」することで、ニーズに合わせた情報提供が可能になりました。

## 「はつ推し！まちの 情報をお届け」を 定期的に配信

毎週、市のニュースやイベント情報などをまとめて配信。まちの情報をまとめてチェックできます。

## 豊富なメニューで 必要な情報に すぐアクセス

トーク画面下のメニューを拡大。「申請」「子育て」「防災」「ごみ」など、必要な情報にアクセスしやすくなりました。

市役所に行かなくてもLINEが窓口になるように、手続きの多い申請や予約を中心に拡充中です。

広報はつかいちのウェブ版も、毎月配信！



ちょうどいい、みつけた。  
**廿日市市**  
はつかいちし

市公式LINEに関して詳しくは、  
市ホームページから▶



〒738-8512

広島県廿日市市新宮一丁目13番1号（山崎本社 みんなのあいプラザ）

廿日市市健康福祉部こども課

電話：0829-30-9130

FAX：0829-30-9131

入会案内、申請書類などは、廿日市市ホームページにも掲載しています。

<https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/35/12027.html>

